

空家等対策の推進に関する特別措置法
第6条の規定に基づく空家等対策計画
モデル計画
(第1版)

平成27年12月
埼玉県空き家対策連絡会議 老朽危険空き家部会

はじめに

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条の規定に基づく空家等対策計画は、法第1条の目的において、「市町村による空家等対策計画の作成その他空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする」とされていることから、空家等の対策を総合的かつ計画的に推進するために市町村による作成が求められているところである。

法第6条の規定に基づく空家等対策計画モデル計画（以下「モデル計画」という。）は、埼玉県空き家対策連絡会議の老朽危険空き家部会において、今後市町村が空家等対策計画の作成に着手する際の参考となることを目的として作成したものである。

本モデル計画は、法第6条第2項や「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」で規定された空家等対策計画で定める事項毎に、「案文」、「当該事項の考え方」、「根拠」を示して取りまとめている。

なお、本モデル計画を活用して空家等対策計画を作成した場合に、画一的な似通った内容の計画とならないよう、本モデル計画は、法第6条第2項の条文で示された事項の順番どおりに、案文等を示すこととしている。よって、本モデル計画を活用する場合には、そのままでは空家等対策計画の体をなさないため、各事項を再構成し、空き家対策の取組等の追記や、住民が対策の全体像を把握することができるような表現とする等、手を加える必要がある。

市町村における空き家の実態や地域の実情が反映された空家等対策計画となるよう、本モデル計画を活用していただければ幸いである。

※本モデル計画は、空家等対策計画を作成する際の参考とするために作成したものであり、必ずしも本モデル計画で示す案文どおりとする必要はありません。

目 次

(1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類 その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針	
1 . 背景	1
2 . 現状	4
3 . 課題	6
4 . 空家等に関する対策の対象とする地区	8
5 . 対象とする空家等の種類	9
(2) 計画期間	10
(3) 空家等の調査に関する事項	11
(4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項	14
(5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項	16
(6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項	18
(7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項	21
(8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項	23
(9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	24

(1)ー1 空家等に関する対策に関する基本的な方針(背景)

【案文】

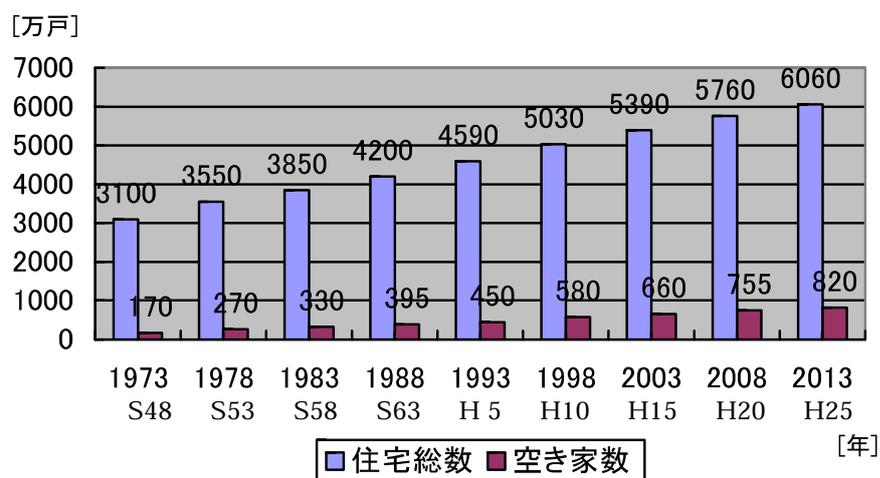
1 背景

(1)空き家の状況

(ア)住宅の状況

都市への人口集中や世帯構成の変化に加え、高齢化や人口減少が進む中、国内の空き家は、数の上でも率の上でも増加を続けています。

総務省が5年ごとに実施している「住宅・土地統計調査(平成5年以前は住宅統計調査)」では、平成25年の空き家数は全国で820万戸、空き家率は13.5%と過去最高となりました。また、昭和48年の調査から40年間で、総住宅数は2倍程度になったのに対して、空き家数は5倍近くになり、空き家率も2.5倍程度になっています(下表参照)。



住宅・土地統計調査では、空き家は「居住世帯のない住宅」に分類され、さらに「売却用の住宅」、「賃貸用の住宅」、「二次的住宅(別荘等)」、「その他の住宅」の4つに分類されます。

空き家全体に占めるその他の住宅の割合は、平成10年の調査以降増加しており、平成25年調査では約318万戸、空き家全体に占める割合は3分の1(約38.8%)を超えています。

また、平成20年調査から平成25年調査の間に増加した空き家総数約63万戸のうち、79%(約49万6000戸)が一户建てであり、そのうちほぼすべて(約49万4000戸、99.6%)がその他空き家でした。

(イ)住宅以外の状況

埼玉県産業労働部が平成23年度に実施した商店街経営実態調査では、商店街あたりの平均空き店舗数は3.4店、空き店舗率は8.3%との結果が出ています。平成18年度の調査時と比較すると平均空き店舗数は約1.0店減っているものの、空き店舗率は0.3%上昇しています。

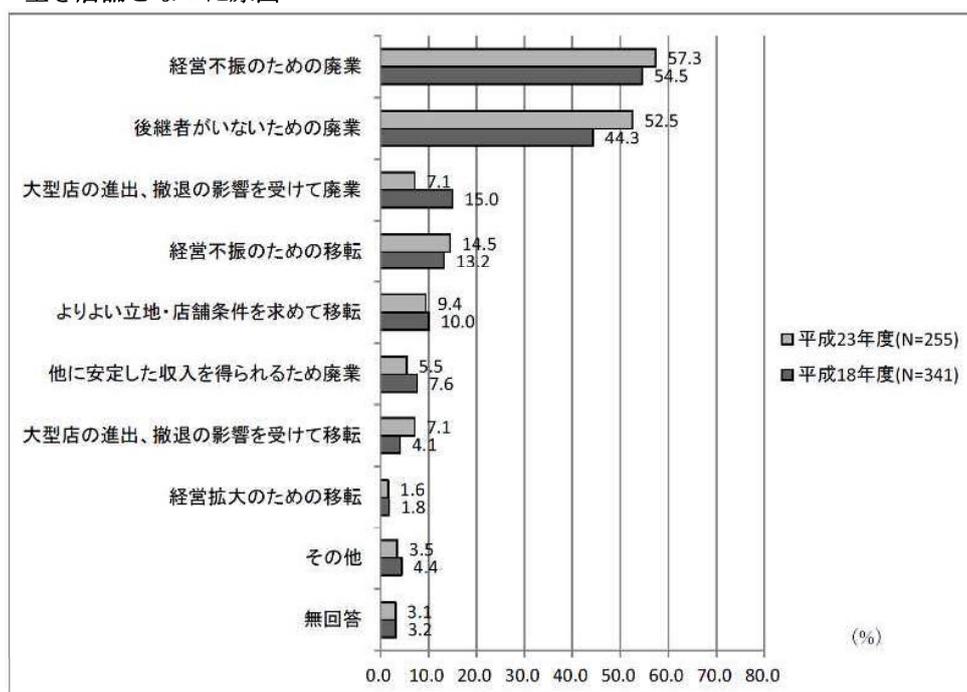
空き店舗となった原因として最も多く挙げられたのは、「経営不振のための廃業」であり、

住宅の空き家が高齢化や人口減少等を原因として挙げる一方で、店舗は景況感に左右されて、空き家が発生する一面とも言えます。

	平均空き店舗数(店)	空き店舗率(%)
平成 23 年度	3.4	8.3
平成 18 年度	4.4	8.0

商店街経営実態調査（埼玉県産業労働部）

空き店舗となった原因



商店街経営実態調査（埼玉県産業労働部）

(2) 空き家対策の法的動向

管理されずそのまま放置される「その他の住宅」が増加する中、空き家問題への法的対応は自治体条例が先行し、これまでに全国で 400 を超える自治体が空き家対策条例を制定しています。

国においても、国土交通省で平成 22 年に 6 都府県の一部を対象にした「空家実態調査」、空き家の活用や除却に対して補助する「空き家等再生推進事業」が実施され、平成 26 年 11 月に議員立法により「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）が成立し、平成 27 年 5 月 26 日に全面施行されました。

法では、第一義的には所有者等に空家等の適切な管理責任があるとしながら、空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施等について、住民に最も身近な行政主体であり、個別の空家等の状況を把握する立場にある市町村の責務としています。

国は平成 27 年 2 月に空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な

指針（基本指針）を告示し、市町村、都道府県、国の役割をそれぞれ明確にするとともに、空家等対策計画についての基本的な考え方を示しました。また、平成 27 年 5 月に「特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」（ガイドライン）を公表し、市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準を示す一方で、地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判断基準を定めること等により対応することが適当であるとしてきました。

これにより空家等対策を効果的かつ効率的に推進するためには、各市町村において空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための計画の作成が重要とされているところです。

【本項の考え方】

空き家対策の背景について、(1)の空き家の状況と(2)の空き家対策の法的動向の 2 つの項目により記述した。

空き家の状況では、住宅の状況として、住宅・土地統計調査のデータをもとに、全国的に空き家が増加している状況をグラフで表現するとともに、空き家の分類についての説明を記載する中で、特に問題となる「その他の住宅」についての状況を加えた。また、住宅以外の状況として空き店舗の状況についても言及している。

空き家対策の法的動向では、空き家対策に関する法的な流れを記載し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の説明を加える中で、空家等対策計画の必要性を記述した。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 二 2

(1)空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

各市町村における空家等に関する対策について、各市町村長が把握した空家等の数、実態、分布状況、周辺への悪影響の度合いの状況や、これまでに講じてきた空家等対策等を踏まえ、空家等に関する政策課題をまず明らかにした上で、空家等対策の対象地区、対象とする空家等の種類（例えば空き住居、空き店舗など）や今後の空家等に関する対策の取組方針について記載する。

特に、空家等対策の対象地区を定めるに当たっては、各市町村における空家等の数や分布状況を踏まえ、空家等対策を重点的に推進すべき地区を重点対象地区として定めることが考えられる。また、対象とする空家等の種類は、市町村長による空家等調査の結果、どのような種類の建築物が空家等となっていたかを踏まえ、重点対象地区を定める場合同様、どの種類の空家等から対策を進めていくかの優先順位を明示することが考えられる。

これらの記載により、各市町村における空家等対策の今後の基本的な方針を、住民にとって分かりやすいものとして示すことが望ましい。なお、空家等対策計画の作成に当たっては、必ずしも市町村の区域全体の空家等の調査を行うことが求められるわけではない。例えば、各市町村における中心市街地や郊外部の住宅団地等の中で、既に空家等の存在が周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている地域について先行的に計画を作成し、その後必要に応じて順次計画の対象地区を拡大していく方法も考えられる。

(1)－2 空家等に関する対策に関する基本的な方針(現状)

【案文】

2 現状

(1)〇〇市(町村)の人口及び世帯数の推移

	H12年	H22年	H32年	H42年
人口				
65歳以上の割合				
世帯数				
高齢者単身世帯割合				

※実績値(H22まで)：国勢調査

※推計人口(H32以降)：日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

※推計世帯数(H32以降)：埼玉縣市町村別将来人口推計ツール(埼玉県)等を用いて計算

(2)〇〇市(町村)の住宅数、世帯数の推移

	H5年	H10年	H15年	H20年	H25年
住宅数(a)					
世帯数(b)					
(a)－(b)					

※住宅統計調査及び住宅・土地統計調査(総務省統計局)

(3)〇〇市(町村)の空き家率等の推移

〇〇市(町村)内の空家については、平成〇〇年に〇〇〇戸(空き家率〇〇%)であったものが、平成〇〇年には、〇〇〇戸(空き家率〇〇%)と〇年間で〇〇〇〇となっています。

【住宅数、空家数の推移】

	H5年	H10年	H15年	H20年	H25年
住宅数	〇戸	〇戸	〇戸	〇戸	〇戸
空家数	〇戸	〇戸	〇戸	〇戸	〇戸

※住宅統計調査及び住宅・土地統計調査(総務省統計局)

【空家率の推移(%)】

	H5年	H10年	H15年	H20年	H25年
全国	9.8	11.5	12.2	13.1	13.5
埼玉県	8.5	9.9	9.7	10.7	10.9
〇〇市	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%

※住宅統計調査及び住宅・土地統計調査(総務省統計局)

(4)〇〇市の「空き家」の用途別内訳

	空家				
	総数 (a)	二次的 住宅	賃貸・売却 用住宅	その他の住宅	
				数(b)	割合(b/a)
〇年					
H25 全国	8,194,400	412,000	4,600,500	3,183,900	38.8%

※住宅・土地統計調査（総務省統計局）

(5) 〇〇市（町村）の空家等の現状に対する評価

〇〇市（町村）における空家等の現状は以下のとおりとなっています。

- ・人口の伸びが鈍化するとともに、高齢者の割合が高くなり、住宅数が世帯数と比較して過剰な傾向にあります。
- ・空家数と空き家率は、ともに増加傾向にあります。
- ・適正な管理がなされず特定空家等となる可能性が高い「その他の住宅」が、空家総数に占める割合は年々増加しています。

【本項の考え方】

現状について、(1)から(4)の分類をベースに各市町のデータを記述し、(5)で現状に対する各市町の評価を記述することとした。

データについて「住宅・土地統計調査」を基本とし、各市町で独自のデータがある場合は、それらを加え、地域の特性についての評価を行う。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 二 2

(1)空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

各市町村における空家等に関する対策について、各市町村長が把握した空家等の数、実態、分布状況、周辺への悪影響の度合いの状況や、これまでに講じてきた空家等対策等を踏まえ、空家等に関する政策課題をまず明らかにした上で、空家等対策の対象地区、対象とする空家等の種類（例えば空き住居、空き店舗など）や今後の空家等に関する対策の取組方針について記載する。

特に、空家等対策の対象地区を定めるに当たっては、各市町村における空家等の数や分布状況を踏まえ、空家等対策を重点的に推進すべき地区を重点対象地区として定めることが考えられる。また、対象とする空家等の種類は、市町村長による空家等調査の結果、どのような種類の建築物が空家等となっていたかを踏まえ、重点対象地区を定める場合同様、どの種類の空家等から対策を進めていくかの優先順位を明示することが考えられる。

これらの記載により、各市町村における空家等対策の今後の基本的な方針を、住民にとって分かりやすいものとして示すことが望ましい。なお、空家等対策計画の作成に当たっては、必ずしも市町村の区域全体の空家等の調査を行うことが求められるわけではない。例えば、各市町村における中心市街地や郊外部の住宅団地等の中で、既に空家等の存在が周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている地域について先行的に計画を作成し、その後必要に応じて順次計画の対象地区を拡大していく方法も考えられる。

(1)－3 空家等に関する対策に関する基本的な方針(課題)

【案文】

3－1 空家等を取り巻く課題

空家等に関する課題は、空家等が放置されることで発生するものや所有者等に関するもの、空家等が増えることで地域活力の低下や過疎化が生じるといった社会的問題など、多くのものがあります。

(1) 近隣への悪影響（倒壊の危険・環境悪化など）

空家等が放置されると、倒壊事故や屋根材等の飛散事故が発生する危険性があります。また、空家等敷地内の草木の繁茂により隣地や道路への草木の越境、敷地内へのゴミの不法投棄など、近隣の環境悪化を招く原因となります。

(2) 地域全体への悪影響（防災・防犯上の危険・景観悪化など）

放火や不審者の侵入、不法滞在など空家等が犯罪の温床となるおそれがあります。また、破損や腐食を著しく生じている空家等は良好な景観を害するなど、地域全体へ悪影響を及ぼします。

(3) 所有者等の管理意識の欠如

空家等を放置することに対する問題意識や危機意識が低い人や、遠方に所在していたり相続して所有したものだったり、所有者や管理者としての問題意識や危機意識のない人がいます。

(4) 空家等の増加に伴う地域活力の低下と、さらなる悪循環（過疎化・空洞化等）の懸念

人口が減少し空家等が増加すると、地域コミュニティが希薄化するとともに、景観も悪化していくため、まちとしての魅力も低下していきます。そうすると、更なる人口減少が起こり過疎化に繋がるおそれがあります。

(5) 空家等の増加にあわせて市民からの意見・苦情の件数の増加、問題の顕在化

空家等の状況はそれぞれ異なり、空家等を所有・管理している方の状況もまた異なります。空家等が増えた分、多くの意見や苦情が発生し、防災面、防犯面、環境面、衛生面など多種多様な問題を抱えている状況が顕在化しています。

(6) 将来の人口減少が予測され、空家等のさらなる増加による問題の増大

少子高齢化などにより人口が減少すると、人口に対して住宅数が過剰となり空家等の件数が増加し、問題が増大する要因となります。

3-2 空家等に関する対策とその方向性

- (1) 予防対策：早期発見・早期対応の仕組みづくり
現況調査、意識啓発、定住支援による事前対策の取り組み
- (2) 実施対策：安全・安心の確立及び良好な生活環境の保全
行政指導等による特定空家等の解消
- (3) 有効活用：建物の継続利用・再構築の推進及び住み替えの促進
空き家バンクや住み替え支援による建物の有効活用、ポケットパーク、避難スペース
設置による土地の利活用の促進
- (4) 推進体制の構築：総合的な対策に向けた庁内、関係団体等との連携強化
関係部署及び関係団体と連携した協議会の設置、各種問題に対する専門相談窓口の設置

【本項の考え方】

市町村における空家等に対する課題について具体的に示し、それら諸課題に対する対策とその方向性を記載した。

課題、対策ともに市町村の現状とこれまで実施してきた空家等対策の実態から検討することが重要である。また、本章で記載した対策の内容については、「(4)所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項」にて改めて記載することとしている。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 二 2

(1)空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

各市町村における空家等に関する対策について、各市町村長が把握した空家等の数、実態、分布状況、周辺への悪影響の度合いの状況や、これまでに講じてきた空家等対策等を踏まえ、空家等に関する政策課題をまず明らかにした上で、空家等対策の対象地区、対象とする空家等の種類（例えば空き住居、空き店舗など）や今後の空家等に関する対策の取組方針について記載する。

特に、空家等対策の対象地区を定めるに当たっては、各市町村における空家等の数や分布状況を踏まえ、空家等対策を重点的に推進すべき地区を重点対象地区として定めることが考えられる。また、対象とする空家等の種類は、市町村長による空家等調査の結果、どのような種類の建築物が空家等となっていたかを踏まえ、重点対象地区を定める場合同様、どの種類の空家等から対策を進めていくかの優先順位を明示することが考えられる。

これらの記載により、各市町村における空家等対策の今後の基本的な方針を、住民にとって分かりやすいものとして示すことが望ましい。なお、空家等対策計画の作成に当たっては、必ずしも市町村の区域全体の空家等の調査を行うことが求められるわけではない。例えば、各市町村における中心市街地や郊外部の住宅団地等の中で、既に空家等の存在が周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている地域について先行的に計画を作成し、その後必要に応じて順次計画の対象地区を拡大していく方法も考えられる。

(1)－4 空家等に関する対策の対象とする地区

【案文】

4 対策の対象地区

〇〇市（町村）における空家等に関する対策の対象とする地区は、〇〇市（町村）内全域とします。

また、空家等に関する対策の重点対象地区として、空家等の実態把握から把握した空家等の数や状況、苦情や相談の多い地区を下記のとおり設定します。

【重点対象地区】

〇〇市（町村）〇〇、〇〇、〇〇、〇〇（住居表示や地区名等で表示します）



地図で表します。

【本項の考え方】

下記、基本的な指針 二 2（1）にもあるように「市町村」内の一部分で、既に空家が多数存在し生活環境に深刻な影響を及ぼしていることも考えられるが、案文では、対象区域を全域とし、そのなかで、深刻な影響を及ぼしている地区を重点対象地区として位置付けることとしている。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 二 2

（1）空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

各市町村における空家等に関する対策について、各市町村長が把握した空家等の数、実態、分布状況、周辺への悪影響の度合いの状況や、これまでに講じてきた空家等対策等を踏まえ、空家等に関する政策課題をまず明らかにした上で、空家等対策の対象地区、対象とする空家等の種類（例えば空き住居、空き店舗など）や今後の空家等に関する対策の取組方針について記載する。

特に、空家等対策の対象地区を定めるに当たっては、各市町村における空家等の数や分布状況を踏まえ、空家等対策を重点的に推進すべき地区を重点対象地区として定めることが考えられる。また、対象とする空家等の種類は、市町村長による空家等調査の結果、どのような種類の建築物が空家等となっていたかを踏まえ、重点対象地区を定める場合同様、どの種類の空家等から対策を進めていくかの優先順位を明示することが考えられる。

これらの記載により、各市町村における空家等対策の今後の基本的な方針を、住民にとって分かりやすいものとして示すことが望ましい。なお、空家等対策計画の作成に当たっては、必ずしも市町村の区域全体の空家等の調査を行うことが求められるわけではない。例えば、各市町村における中心市街地や郊外部の住宅団地等の中で、既に空家等の存在が周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている地域について先行的に計画を作成し、その後必要に応じて順次計画の対象地区を拡大していく方法も考えられる。

(1)－5 対象とする空家等の種類

【案文】

5 対象とする空家等の種類

〇〇市(町村)において対策の対象とする空家等の種類は、法第2条で規定される空家等(建築物又はこれに付属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地)のうち、近隣の住民の生活に悪影響を及ぼしていると認められるものとします。よって、対象とする空家等は住宅用途に限らず、店舗、事務所、倉庫等も含まれることになります。

ただし、空家等のうち、「建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理する」ものについては、原則対象から除外するものとしますが、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしているものについては、本計画の対象とします。

悪影響を及ぼしていると認められる状態の例

- ・ 法第2条第2項で規定された「特定空家等」。(ガイドライン第1章1に示すとおり)
- ・ 現在のところ影響は少ないが、近々に悪影響を及ぼすことが容易に判断できるもの。

また、対策に取り組む際の優先順位については、悪影響が及んでいる状況(危険度等)を判断し対応していくこととします。基本的には、ガイドライン第1章1(イ)～(ニ)に該当する特定空家等への対応を優先しますが、地域の要望などにより適宜対応していきます。

【本項の考え方】

市街地・住宅密集地の空家等対策を優先すべきと考えられるが、地域の状況や住民要望にも配慮し、市街地・住宅密集地以外についても状況を判断し対応することも必要であると考え、上記の案文としている。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 二 2

(1)空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

各市町村における空家等に関する対策について、各市町村長が把握した空家等の数、実態、分布状況、周辺への悪影響の度合いの状況や、これまでに講じてきた空家等対策等を踏まえ、空家等に関する政策課題をまず明らかにした上で、空家等対策の対象地区、対象とする空家等の種類(例えば空き住居、空き店舗など)や今後の空家等に関する対策の取組方針について記載する。

特に、空家等対策の対象地区を定めるに当たっては、各市町村における空家等の数や分布状況を踏まえ、空家等対策を重点的に推進すべき地区を重点対象地区として定めることが考えられる。また、対象とする空家等の種類は、市町村長による空家等調査の結果、どのような種類の建築物が空家等となっていたかを踏まえ、重点対象地区を定める場合同様、どの種類の空家等から対策を進めていくかの優先順位を明示することが考えられる。

これらの記載により、各市町村における空家等対策の今後の基本的な方針を、住民にとって分かりやすいものとして示すことが望ましい。なお、空家等対策計画の作成に当たっては、必ずしも市町村の区域全体の空家等の調査を行うことが求められるわけではない。例えば、各市町村における中心市街地や郊外部の住宅団地等の中で、既に空家等の存在が周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼしている地域について先行的に計画を作成し、その後必要に応じて順次計画の対象地区を拡大していく方法も考えられる。

(2) 計画期間

【案文】

計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の5年間とします。また、状況の変化により、必要に応じて見直します。

【本項の考え方】

- 1 附則第2項に「法律の施行後5年を経過した場合において」という文言があることから、計画期間の1つの区切りとして5年間という案を提示した。
- 2 基本的な指針二2（2）計画期間に、「住宅・土地統計調査の実施年との整合性」との記述があり、統計ではあるが、空家率の参考値の把握ができることから、住宅・土地統計調査の実施年と整合を図ることは合理的であると考えられる。
また、住宅・土地統計調査は、直近では平成25年10月に調査が行われ、平成27年2月26日（平成26年度末）に調査結果が公表された。調査結果は埼玉県空き家対策連絡会議の資料で用いられており、結果の数値は今後の計画の検証にも用いることが可能であると考えられる。
これらのことを鑑みると、次回の住宅・土地統計調査は平成30年10月に行われ、平成32年2月（平成31年度末）に公表される見込みであると考えられ、平成32年度に空家等対策計画見直しの策定作業を行うことが予想されることから、平成28年度から平成32年度の5年間で1つの計画期間という案を提示した。

空家等対策の推進に関する特別措置法 附則

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 一5

（中略）

空家等対策計画に定めるべき各項目の具体的な内容及び特に重要となる記載事項については二2で示すとおりであるが、同計画を定めるに当たっては、各市町村における空家等対策の全体像を住民が容易に把握することができるようにするとともに、空家等の適切な管理の重要性及び管理不全の空家等をもたらす諸問題について広く住民の意識を涵養するように定めることが重要である。この観点から、空家等対策計画については定期的にその内容の見直しを行い、適宜必要な変更を行うよう努めるものとする。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針 二2

（2）計画期間

空家等対策の計画期間は、各市町村における空家等の実態に応じて異なることが想定されるが、既存の計画で定めている期間や住宅・土地に関する調査の実施年と整合性を取りつつ設定することが考えられる。なお、計画期限を迎えるごとに、各市町村内における空家等の状況の変化を踏まえ、計画内容の改定等を検討することが重要である。